

海 外 出 張 報 告 書

出張目的： IASB 会議（2018 年 7 月）傍聴

日 時： 2018 年 7 月 17 日（火）、18 日（水）

場 所： ロンドン IASB 本部

出 張 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 林 良生

IASB 会議（2018 年 7 月）傍聴報告

日時：2018 年 7 月 17 日（火）、18 日（水）

スケジュール：別紙を参照

場所：ロンドン IASB 本部

2018 年 7 月 17 日、18 日に、英国ロンドンの IFRS 財団事務所にて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催され、以下の項目が議論された。

- 料金規制対象活動
- 経営者による説明
- 共通支配下の企業結合
- 概念フレームワーク
- IFRS 基準の適用上の論点
- のれんと減損
- 開示に関する取組み
- 会計方針と会計上の見積り
- 新興経済圏グループのアップデート

【7 月 17 日（火）】

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

（背景）

IASB は、2012 年 9 月以降、料金規制対象活動についての新たな会計モデルを開発するため、リサーチ・プロジェクトを進めている。

2018 年 2 月、3 月及び 5 月の IASB ボード会議では、「定義された料金規制」¹を対象とする活動に関する開発中の新たな会計モデルに関して、モデルの対象範囲、会計単位、規制資産及び規制負債の概念フレームワークとの関係、規制資産及び規制負債の認識の要件、規制資産の測定等が議論された。

¹ 「定義された料金規制」については、2018 年 3 月の IASB ボード会議において次のとおり定義することが暫定的に決定されている。

「定義された料金規制」は、以下の特徴を有する公式の規制上の枠組みを通じて設定される。

- a. 企業及び規制機関の両方を拘束する。
- b. 料金設定の基礎を構築する。当該基礎は料金調整メカニズムを含み、当該メカニズムにおいては、ある期間の規制料金が異なる期間に企業が実施する特定の活動に係る金額を含む場合の時点差異から発生する権利及び義務が創出され、事後的に戻し入れられる。

（今回の会議で議論された主な論点）

今回の会議では、2018 年 5 月の IASB ボード会議における議論を継続し、規制資産の測定に関する議論が行われた。

（主な暫定決定事項）

(1) 規制資産の測定における将来キャッシュ・フローの見積り

認識される規制資産のそれぞれについて、企業に次のことを求めることを暫定的に決定した。

- a. 将来キャッシュ・フローを「最も可能性の高い金額」方式又は「期待値」方式のいずれか（どの方式が特定の時点差異から生じるキャッシュ・フローの金額をより適切に見積ることになると企業が判断するのかに応じて決定）を用いて見積る。
- b. 時点差異の発生から解消まで同じ方法を継続的に適用する。

IASB は、それぞれの時点差異の結果を別々に考慮するのか 1 つ以上の他の時点差異と一緒に考慮するのかをどのように決定すべきなのかについても議論した。IASB は、そうした決定は、それにより生じる将来キャッシュ・フローの金額をより適切に予測することとなるアプローチに基づいて行うことを暫定的に決定した。

(2) 規制資産の測定における重大な金融要素及び割引率

重大な金融要素及び割引率について、企業に次のことを求めることを暫定的に決定した。

- a. 規制上の合意が時点差異の発生と解消の間の時間の影響について明示的な補償を定めていない場合には、企業は、時点差異の金融要素が重大なのかどうかを決定するために判断を行わなければならない。そのような判断は、企業の事実及び状況に基づかなければならない。

金融要素が重大ではないと企業が結論を下す場合には、将来キャッシュ・フローの割引は要求されない。しかし、金融要素が重大であると企業が結論を下す場合には、企業は「合理的な率」を用いて将来キャッシュ・フローを割り引いて、損失があれば直ちに純損益に認識しなければならない。

- b. 金融要素が明示的である場合には、企業は、規制上の合意によって見積将来キャッシュ・フローについて設定された金利又は利回りを用いて見積将来キャッシュ・フローを割り引くことによって、規制資産を測定しなければならない。しかし、この要求は、規制上の金利又は利回りが識別可能な事象又は決定により補償の超過又は不足を提供する水準で設定されていることを示す明確な証拠がある場合には適用されない。この状況においては、企業は、識別可能な事象又は決定が生じた期間にその補償の超過又は不足を認識しなければならない。

い。

(3) 規制資産の測定における見積キャッシュ・フローの変動（割引率の変動によって生じた変動を含む）

IASB は、見積将来キャッシュ・フローの変動は、IAS 第 8 号「会計方針の変更、会計上の見積りの変更及び誤謬」で要求されている処理を採用して会計処理をすることを暫定的に決定した。

従って、企業は次のことが求められることになる。

- a. 見積将来キャッシュ・フローの変動の影響は、次のいずれかの期間に将来に向かって純損益に認識しなければならない。
 - ① 変動があった期間（変動が当該期間のみに影響を与える場合）
 - ② 変動があった期間及び将来の期間（変動が両方に影響を与える場合）
- b. 変動が規制資産の変動を生じさせる場合には、当該変動は、関連する資産の帳簿価額を調整することによって認識しなければならない。

規制機関が時点差異の発生と解消の間の期間について企業に補償するために使用する金利又は利回りを変更する場合について、企業に次のことを求めることを暫定的に決定した。

- a. 規制資産の残高を、改訂後の金利又は利回りをを用いて見積将来キャッシュ・フローを割り引いて測定する。
- b. それにより生じる規制資産の帳簿価額の変動を、変更があった期間に認識する。

(4) 規制負債の測定

IASB は、規制負債の測定について、規制資産の測定と同じ要求事項を適用することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で、表示及び開示についての議論を行う予定である。

経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、経営者による説明プロジェクト²の現状に関するアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

² 2010 年公表の IFRS 実務記述書「経営者による説明」を改訂することを目指すプロジェクトであり、2017 年 11 月の IASB ボード会議において基準設定アジェンダに追加することが決定されている。

（今後の予定）

経営者による説明の協議グループの第 1 回の会合が 2018 年 10 月に行われる。IASB は、経営者による説明の協議グループの第 1 回の会合の後に議論を継続する。

共通支配下の企業結合（口頭）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについてのアップデート（会計基準アドバイザリー・フォーラムの 7 月会議での議論の要約を含む。）を受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法について、今後の会議で議論を継続する予定である。

概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、財務諸表作成者が会計方針を作成する際の支援を求めるために「財務報告に関する概念フレームワーク」をどのような場合に、また、どのように参照すべきかについて議論した。IASB は何も決定を求められなかった。

IFRS 基準の適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）

1. 契約が不利かどうかを評価する際に考慮されるコスト（IAS 第 37 号）－考え得る狭い範囲の基準設定

（背景）

IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）は、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利な契約に係る引当金を認識すべきかどうかを評価する際に、企業がどの範囲でコストを考慮するのかの明確化を求める要望書を受け取った。特に、要望提出者は、過去に IAS 第 11 号「工事契約」の範囲に含まれていた顧客との契約への IAS 第 37 号の適用に関して明確化を求めている。

2017 年 6 月、解釈指針委員会は、本論点のみを切り出して解決を図ることは困難であるとして、その時点では、基準設定アジェンダに追加しないことを提案するアジェンダ決定案を公表した。しかし、当該アジェンダ決定案に対するフィードバックにおいて、

関係者から、不可避的なコストに関する IAS 第 37 号第 68 項の要求事項を明確化するために基準設定アジェンダに追加する必要があるとの意見が多く寄せられた。

このため、解釈指針委員会は、本論点を基準設定アジェンダに追加し、今後の IASB ボード会議で議論するとしていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、IAS 第 37 号の狭い範囲の修正を提案する解釈指針委員会の提案について議論した。修正案は、契約が不利かどうかの評価に関するものであり、次の内容を提案した。

- a. IAS 第 37 号第 68 項における契約の「履行のコスト」は「契約に直接関連するコスト」で構成される旨を定める。
- b. 財又はサービスを提供する契約に直接関連するコスト及び関連しないコストの例を示す。
- c. 企業に不利な契約に関する情報の開示を求める新たな要求は設けない。
- d. すでに IFRS 基準を使用して報告している企業のための個別的な経過措置を設ける。
このような企業は、「修正遡及」アプローチを適用し、修正案を適用開始日（すなわち、企業が修正を最初に適用する事業年度の期首）現在で存在している契約に適用することを要求されることになる。
- e. IFRS 基準を初めて採用する企業のための個別的な経過措置は設けない。

（主な暫定決定事項）

IASB は、解釈指針委員会の提案内容に賛成することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で、デュー・プロセスのステップについて議論する予定である。

2. コモディティ及び仮想通貨に関わる取引ー潜在的な新規の研究・プロジェクト

（背景）

2017 年 3 月、解釈指針委員会は、特定のコモディティ・ローン取引が、既存のどの IFRS 基準の範囲にも明確に含まれない可能性があることを指摘するアジェンダ決定を公表した。その検討の過程において、この問題は他のコモディティ取引や、コモディティの様に投機目的で保有されるものにも広く及ぶ可能性があるとの意見が聞かれた。

このため、解釈指針委員会は、これらの取引の会計処理に関するプロジェクトを基準設定アジェンダに追加するかどうかについて、今後の IASB ボード会議で議論するとし

ていた。

IASB は、2018 年 1 月の IASB ボード会議において、コモディティ・ローン取引、仮想通貨に関わる取引を含む、アジェンダに追加すべきリサーチ・プロジェクトの一部分を構成する可能性がある取引について議論した。

なお、この内容は、2018 年 4 月に開催された会計基準アドバイザリー・フォーラム会議においても議論された。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、コモディティ及び仮想通貨に関わる取引について、IFRS 基準を使用して報告している企業にとっての取引の普及度、及び IASB が行う可能性のある基準設定活動の観点から、今後の対応の方向性について議論した。

（主な暫定決定事項）

次の内容を暫定的に決定した。

- a. 今後の会議で、コモディティ・ローンを扱うための考え得る狭い範囲の基準設定プロジェクトの実行可能性を検討する。
- b. 現時点で、非金融資産を投資目的で保有する取引を対象とした新たな基準を開発するプロジェクトを作業計画に追加することはしない。

IASB は、企業が仮想通貨を保有している場合の会計処理、及びイニシャル・コイン・オフリング（ICO）の会計処理を決定する際に、既存の IFRS 基準をどのように適用する可能性があるのかに関する追加の情報を提供するように、解釈指針委員会に依頼することも暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で、コモディティ・ローンを扱うための考え得る狭い範囲の基準設定プロジェクトの実行可能性を検討する予定である。また、IASB は、今後の会議で、解釈指針委員会から提供される予定の仮想通貨に関する情報を検討する予定である。

【7 月 18 日（水）】

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

（背景）

IASB は、2015 年 9 月以降、継続して本議題について議論している。

2018 年 4 月の IASB ボード会議においては、リサーチ・プロジェクトにおける次の段階をディスカッション・ペーパーとすべきか公開草案とすべきかについて議論したが、IASB は暫定的な決定を行っていない。

また、2018 年 5 月の IASB ボード会議においては、ヘッドルーム・アプローチのみに関するフィードバックを求める文書の開発は行わないことについて暫定的に決定したが、公表すべき協議文書の形式及び内容については、今後の IASB ボード会議において議論を継続するとしていた。

（今回の会議で議論された主な論点）

2018 年 4 月及び 5 月の IASB ボード会議における議論を継続し、公表すべき協議文書の形式及び内容を決定するに際して、これまでのリサーチ活動からの気づきを踏まえ、フォローアップ作業の目的について議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、次の内容について、暫定的に決定した。

- a. 自己創設無形資産と企業結合で取得した無形資産との間の要求事項の差異を解消するという目的を追求しない。
- b. 企業結合が良い投資意思決定だったのかどうか及び取得した事業の取得後の業績が取得時に期待されたとおりなのかどうかを投資者がより有効に評価できるようにするために、開示を改善できるかどうかを検討する。
- c. IAS 第 36 号「資産の減損」から下記を削除することによる使用価値の計算の改善を追求する。
 - ① 将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを計算から除外しなければならないという制限
 - ② 計算に税引前のインプットを使用するという要求
- d. 取得したのれんの帳簿価額が回収可能かどうかの評価に焦点を当てるように変更することはせず、IAS 第 36 号における減損テストの既存のモデルを維持する。
- e. のれんの会計処理の簡素化という目的を追求する際に、次のようにする。
 - ① 当初認識時にのれんの評価減を行うよう企業に要求することは検討しない。
 - ② のれんの償却を再導入するかどうかを検討する。
 - ③ のれんの強制的な年次の定量的減損テストの免除の可能性を追求する。

IASB は、このリサーチ・プロジェクトの次のステップとしてディスカッション・ペーパーを公表することも暫定的に決定した。ただし、この決定は、例えば、使用価値の計算の的を絞った改善に関する公開草案を公表することを妨げるものではないとされた。

（今後の予定）

IASB は、今回の会議で議論した目的を達成する方法についての議論を継続する予定である。

開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

（背景）

IASB は、2017 年 3 月にディスカッション・ペーパー「開示に関する取組み－開示原則」を公表し、そのフィードバックの概要は、2018 年 2 月の IASB ボード会議で報告されている。その中では、論点に優先付けを行い、重要な論点に焦点を当てることや、プロジェクトの成果物と時間軸を含めた今後の進め方を明らかにすることへの要求が含まれていた。

IASB は、2018 年 3 月の IASB ボード会議において、優先順位が高く開示の主要な問題点の解決のため、開示要求についての的を絞った基準レベルの見直しを行うこととした。

その際、IASB は、IASB 自身が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成に使用するためのガイダンスを開発し、当該ガイダンスを基準レベルのレビューの対象として選定した 1 つ又は 2 つの基準に対し適用して、ガイダンスをテストするとともに、テストを通じて基準に修正が必要と認められた場合には、公開草案を公表してフィードバックを求めることを暫定的に決定している。

また、「重要性がある」の定義のプロジェクトについては、2017 年 9 月に公開草案『「重要性がある」の定義』（IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の修正案）を公表し、2018 年 6 月の IASB ボード会議において、公開草案からの修正内容について暫定的に決定している。

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、次の論点について議論した。

論点 a: 「重要性がある」の定義のプロジェクトについてスタッフが書面投票プロセスを開始することができるかどうか。

論点 b: IASB の的を絞った基準レベルでの開示のレビューの一部としてテストすべき開示目的及び開示要求の文案作成に対するアプローチ

論点 c: どの基準を IASB の的を絞った基準レベルでの開示のレビューの対象とすべきか。

論点 d: 開示原則プロジェクトの残りのステップ等

（主な暫定決定事項）

論点 a: 「重要性がある」の定義のプロジェクト（IAS 第 1 号及び第 8 号の修正）－デュー・プロセスのステップ及び書面投票

IASB は、「重要性がある」の定義及び付属する説明的なパラグラフの修正案を再公開しないことを暫定的に決定した。IASB は、デュー・プロセスの要求事項が満たされており、修正案について書面投票プロセスを開始するための十分な協議及び分

析を行ったということに合意した。なお、現時点で修正の公表に反対を予定している IASB ボードメンバーはいないことが確認された。

論点 b：開示目的及び開示要求の文案作成に対するアプローチ

(1) 文言の使用方法

IASB は、文言の使用に関して、将来において開示目的及び開示要求の文案作成を行う際に、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 基準における開示目的に準拠することを企業に要求する場合、規範的な文言（すなわち、「しなければならない」）を使用する。
- b. 開示に関する情報の具体的な項目に言及する場合、規範性のより低い文言（例えば、「考慮しなければならない」）を使用する。
- c. 基準における開示要求全体にわたり首尾一貫した用語の使用を最大限にするために、下記のステップを踏む。
 - ① ある IFRS 基準の開示セクションにおいて最初に導入される用語及び概念を定義することを検討する。
 - ② 同じ用語を基準によって異なる方法で使用することを避ける。同じ用語について異なる意味が不可避である場合には、その用語の異なる用法を説明してその用語の各用法を適切な説明と明確に関連付けるための追加的なガイダンスの文案作成を考慮する。
 - ③ IFRS 基準の開示要求において「表示する」及び「開示する」という用語を使用する際には、意図した記載場所を記述する。
 - ④ 文案作成段階で、開示の提案と基準の他の場所との間での用語の記述方法の不整合を識別するのに役立てるため助言（IFRS タクソノミ・チームからの助言を含む）を求める。

(2) 様式と表示

IASB は、様式と表示に関して、開示目的及び開示要求の文案作成の際に、次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 適切な場合には、「何にでも対応できる」目的を各開示セクションの末尾に示す。
- b. 具体的な開示目的を太字で表示する。
- c. 基準における開示セクションを、開示目的及び開示要求が満たすことを意図している同様の情報ニーズに基づいて構成する。多くの場合、このアプローチは、開示セクションが同様の又は関連した開示目的のグループで構成される結果となると予想される。

(3) その他の事項

IASB は、将来において開示目的及び開示要求の文案作成を行う際に、次のようにすることを暫定的に決定した。

- a. 開示の提案と IFRS 基準における要求事項又は他の IASB 公表物におけるガイダンスとの関係を識別するために、助言（IFRS タクソノミ・チームからの助言を含む）を求める（開発段階と文案作成段階の両方で）。
- b. IFRS 基準の文案作成の際に、開示要求の間の重複を最小限にする。複数の基準に類似した開示要求がある場合には、当該要求事項は、重複させるのではなく、可能な範囲で関連付ける。
- c. 個々の IFRS 基準の開示セクションでは重要性に言及しない。

論点 c：開示のレビューの対象とする基準の選定

IASB は、IASB 自身が開示要求の開発及び文案作成の際に使用するためのガイダンス案をテストするために、IAS 第 19 号「従業員給付」と IFRS 第 13 号「公正価値測定」を選定することを暫定的に決定した。

論点 d:プロジェクトの今後のステップ等

(1) プロジェクトの今後のステップ

IASB は、会計方針の開示への 4 段階の重要性プロセスの適用を説明し明示するために、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に含めるためのガイダンス及び設例を開発することを暫定的に決定した。

IASB はまた、財務諸表の外で提供される IFRS 情報に関する要求事項、及び財務諸表の中で提供される非 IFRS 情報に関する要求事項を開発しないことを暫定的に決定した。

(2) テクノロジーとデジタル報告

IASB は、開示に関する取組みに關してのテクノロジー及びデジタル報告についてのフィードバックへの対応を、関連する考慮事項を IASB が開示目的及び開示要求の開発及び文案作成を行う際に使用するためのガイダンスに含めることによって行うことを暫定的に決定した。

IASB はまた、開示原則プロジェクトの中では、テクノロジー及びデジタル報告が会計方針の開示及び情報の記載場所に与える影響を考慮するための追加の行動は取らないことを暫定的に決定した。

さらに、財務報告に対するテクノロジーのより幅広い影響に関する論点を IFRS 財団のテクノロジーに関する取組みの一部として検討することを暫定的に決定した。

（今後の予定）

IASB は、今後の会議で、IASB 自身が開示要求の開発及び文案作成の際に使用するガイダンスのテストに関する議論を継続する予定である。

IASB はまた、今後の会議で、4 段階の重要性プロセスの会計方針の開示への適用を説明し明示するための実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」の修正について議論する予定である。さらに、IFRS 実務記述書第 2 号に含めるためのガイダンス及び設例を開発する中で、IAS 第 1 号における会計方針の開示の要求事項の修正の必要性を検討する予定である。

会計方針と会計上の見積り（アジェンダ・ペーパー26）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積り及び誤謬」の修正案の特定の側面についての会計基準アドバイザー・フォーラム会議メンバーからのフィードバックの要約を受け取った。IASB は何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は今後の会議で議論を継続する。

新興経済圏グループのアップデート（アジェンダ・ペーパー28）

（今回の会議で議論された主な論点）

IASB は、新興経済圏グループの 2018 年 5 月のクアラルンプールでの会議以降の当該グループへの関与についてのアップデートを受けた。IASB は何も決定を求められなかった。

以 上

別紙 1 スケジュール

7 月 17 日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:15-12:15	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）（予定 120 分→125 分）
12:15-13:15	昼食
13:15-13:45	経営者による説明（アジェンダ・ペーパー15）（予定 30 分→5 分）
13:45-14:00	共通支配下の企業結合（口頭説明）（予定 15 分→5 分）
14:00-14:45	概念フレームワーク（アジェンダ・ペーパー10）（予定 45 分→20 分）
14:45-15:00	休憩
15:00-16:45	IFRS 基準の適用上の論点（アジェンダ・ペーパー12）（予定 105 分→70 分）

7 月 18 日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
9:00-10:30	のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）（予定 90 分→100 分）
10:30-10:45	休憩
10:45-12:30	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー2）（予定 105 分→95 分）
12:30-13:30	昼食
13:30-15:00	開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー2）（予定 90 分→85 分）
15:00-15:15	会計方針と会計上の見積り（アジェンダ・ペーパー26）（予定 15 分→5 分）
15:15-15:30	新興経済圏グループのアップデート（アジェンダ・ペーパー28）（予定 15 分→5 分）

以 上